

入間市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等の周辺の生活環境の安全が確保された安心して生活できるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者又は通勤し、通学する等市内に滞在する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適正管理の推進のために必要な施策を実施するものとする。

(市民等による情報の提供)

第5条 市民等は、適正に管理されていない空家等があると認めるときは、市に当該空家等の情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急措置)

第6条 市長は、空家等が適正に管理されていない状態にあることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状態が切迫していると認めるときは、これを回避するための必要最小限の措置として規則で定めるもの（以下この条において「緊急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急措置を講じたときは、その内容を当該空家等の所有者等に通知しなければ

ならない。

3 市長は、前項の通知をしようとする場合において、当該空家等の所有者等を確知できないとき、又は当該空家等の所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公告することをもって通知に代えることができる。

4 市長は、緊急措置を講じたときは、当該緊急措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(公表)

第7条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由もなく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である特定空家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(空家等の活用)

第8条 市長は、空家等に関する情報の提供その他空家等の活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、空家等の適正な管理のために必要があると認めるときは、当該空家等の存する区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。